

さいたま市告示第 1 1 4 3 号

さいたま市都市計画公聴会規則(平成 1 4 年規則第 1 0 1 号)第 2 条の規定により、さいたま都市計画下水道を変更することについて、都市計画の案を次のとおり告示し、縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、公述を希望する場合は、公述申出書を提出することができる。

公述申出書の提出があった場合、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 1 項の規定により、都市計画の変更に関する公聴会を開催するので次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 都市計画の名称

さいたま都市計画下水道

2 都市計画の変更案の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間 令和 7 年 7 月 1 1 日（金）から令和 7 年 7 月 2 5 日（金）まで
ただし、土日祝日は除く

(2) 縦覧場所 建設局下水道部下水道計画課、
北部建設事務所下水道建設課、南部建設事務所下水道建設課

3 公述申出書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間 令和 7 年 7 月 1 1 日（金）から令和 7 年 7 月 2 5 日（金）まで
ただし、土日祝日は除く

(2) 提出先 建設局下水道部下水道計画課

4 公聴会の開催日時及び場所

(1) 開催日時 令和 7 年 8 月 2 7 日（水） 1 4 時から

(2) 開催場所 さいたま市役所西会議棟 1 階第 7 会議室

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 建設局 下水道部 下水道計画課 計画第 1 係

(2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 5 6 6

(3) F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 7 5